



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

児童虐待防止対策について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
虐待防止対策室

(H23.10.7 保健師中央会議)

児童虐待防止対策の経緯

児童福祉法による要保護児童対策として対応

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の成立(平成12年11月施行)

・児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待) ・住民の通告義務 等

平成16年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(平成16年10月以降順次施行)

・児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等も対象) ・通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象) ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加) ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等

平成19年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(平成20年4月施行)

・児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等

平成20年

児童福祉法の改正(一部を除き平成21年4月施行)

・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等

平成23年

児童福祉法の改正(一部を除き平成24年4月施行見込み)

・親権停止及び管理権喪失の審判等について、児童相談所長の請求権付与 ・施設長等が、児童の監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定 ・里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定 等

児童虐待対策の現状と今後の方向性

【現状】

○児童虐待相談対応件数の増加
⇒ 平成22年度の虐待対応件数は55,152件(速報値で、かつ宮城県、福島県、仙台市を除いて集計した数値)
⇒ 統計を取り始めて毎年増加
⇒ 平成11年度の約4.7倍

○相次ぐ児童虐待による死亡事件
⇒ 多数の死亡事例が発生(平成21年度 47例)
⇒ 死亡した子どもは0歳児が4割強

○児童相談所、市町村における相談体制の不足

○社会的養護体制の不足
⇒ 一時保護所の約4割が定員を超えて一時保護を実施
⇒ 児童養護施設の入所率の増加
平成10年度 平成21年度
82.8% → 88.5%

【課題】

1. 発生予防

○虐待に至る前に、気になるレベルで適切な支援が必要(育児の孤立化、育児不安の防止)

2. 早期発見・早期対応

○虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要

3. 子どもの保護・支援、保護者支援

○子どもの安全を守るための適切な一時保護が必要
○親子再統合に向けた保護者への支援
○社会的養護体制の質・量ともに拡充が必要

【必要な施策】

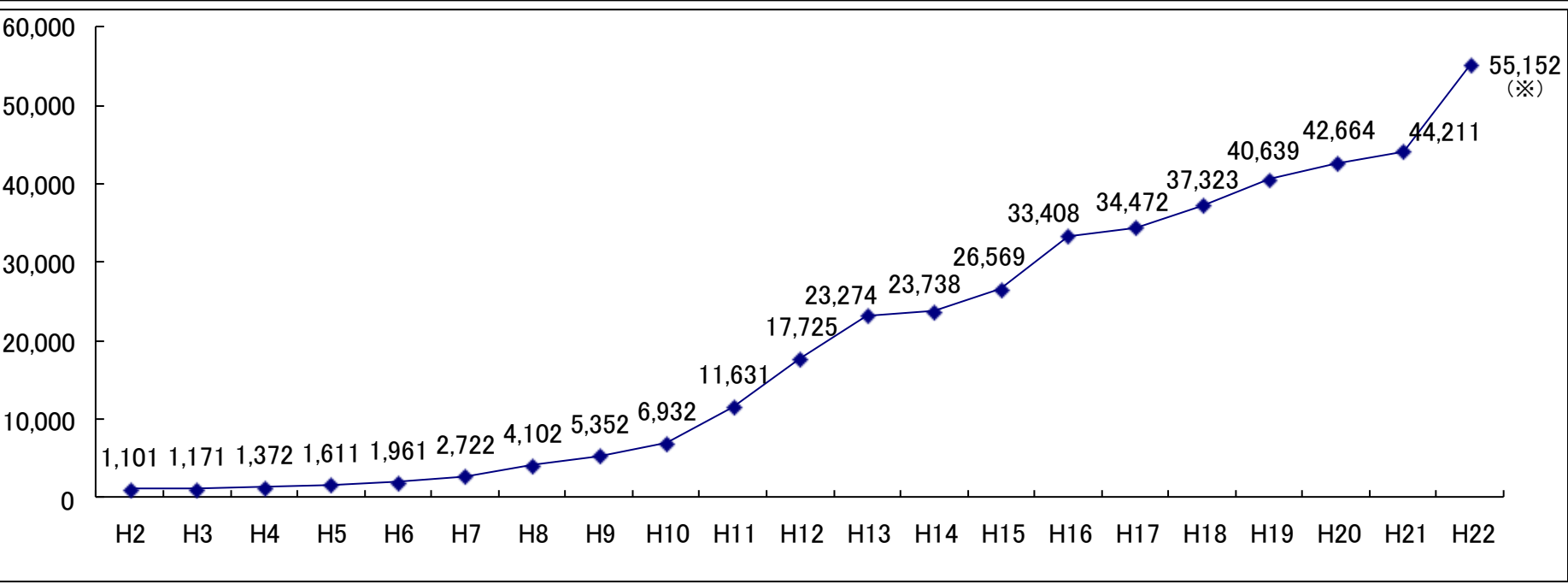
○子育て支援事業の普及・推進
・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
・養育支援訪問事業
・集いの場(地域子育て支援拠点事業)
○虐待防止意識の啓発
○相談しやすい体制の整備

○虐待に関する通告の徹底
○児童相談所全国共通ダイヤルの周知
0570-064-000
○児童相談所の体制強化(職員の質・量)
○市町村の体制強化(職員の質・量)
○研修やノウハウの共有による専門性の強化
○子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)による連携の強化

○一時保護所の拡充・混合処遇の改善
○社会的養護体制の質・量ともに拡充
・家庭的な養育環境、施設における小規模化の推進
・適切なケアを行うための人員配置基準の引き上げ等の見直し
・自立支援策の拡充
○親子再統合に向けた保護者への支援
○親権に係る制度の見直し

児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例件数の推移

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成22年度(※)においては4.7倍に増加。(※ 平成22年度は速報値で、かつ宮城県、福島県、仙台市を除いて集計した数値)



○ 児童虐待によって子どもが死亡した件数は、高い水準で推移。

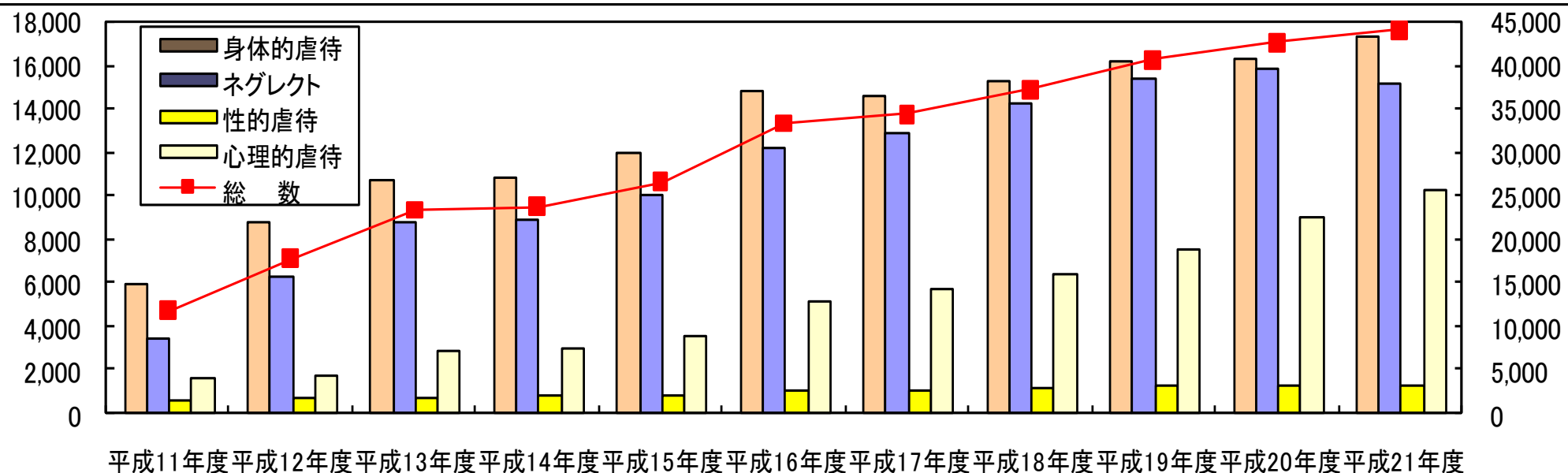
	第1次報告 (H15.7.1～H15.12.31)			第2次報告 (H16.1.1～H16.12.31)			第3次報告 (H17.1.1～H17.12.31)			第4次報告 (H18.1.1～H18.12.31)			第5次報告 (H19.1.1～H20.3.31)			第6次報告 (H20.4.1～H21.3.31)			第7次報告 (H21.4.1～H22.3.31)		
	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88

※ 第1次報告から第7次報告までの「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」より

児童相談所における虐待相談の内容別件数の推移

○ 平成21年度においては、身体的虐待が39.3%で最も多く、次いでネグレクトが34.3%となっている。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成11年度	5,973(51.3%)	3,441(29.6%)	590(5.1%)	1,627(14.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	8,877(50.1%)	6,318(35.6%)	754(4.3%)	1,776(10.0%)	17,725(100.0%)
平成13年度	10,828(46.5%)	8,804(37.8%)	778(3.3%)	2,864(12.3%)	23,274(100.0%)
平成14年度	10,932(46.1%)	8,940(37.7%)	820(3.5%)	3,046(12.8%)	23,738(100.0%)
平成15年度	12,022(45.2%)	10,140(38.2%)	876(3.3%)	3,531(13.3%)	26,569(100.0%)
平成16年度	14,881(44.6%)	12,263(36.7%)	1,048(3.1%)	5,216(15.6%)	33,408(100.0%)
平成17年度	14,712(42.7%)	12,911(37.5%)	1,052(3.1%)	5,797(16.8%)	34,472(100.0%)
平成18年度	15,364(41.2%)	14,365(38.5%)	1,180(3.2%)	6,414(17.2%)	37,323(100.0%)
平成19年度	16,296(40.1%)	15,429(38.0%)	1,293(3.2%)	7,621(18.8%)	40,639(100.0%)
平成20年度	16,343(38.3%)	15,905(37.3%)	1,324(3.1%)	9,092(21.3%)	42,664(100.0%)
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)

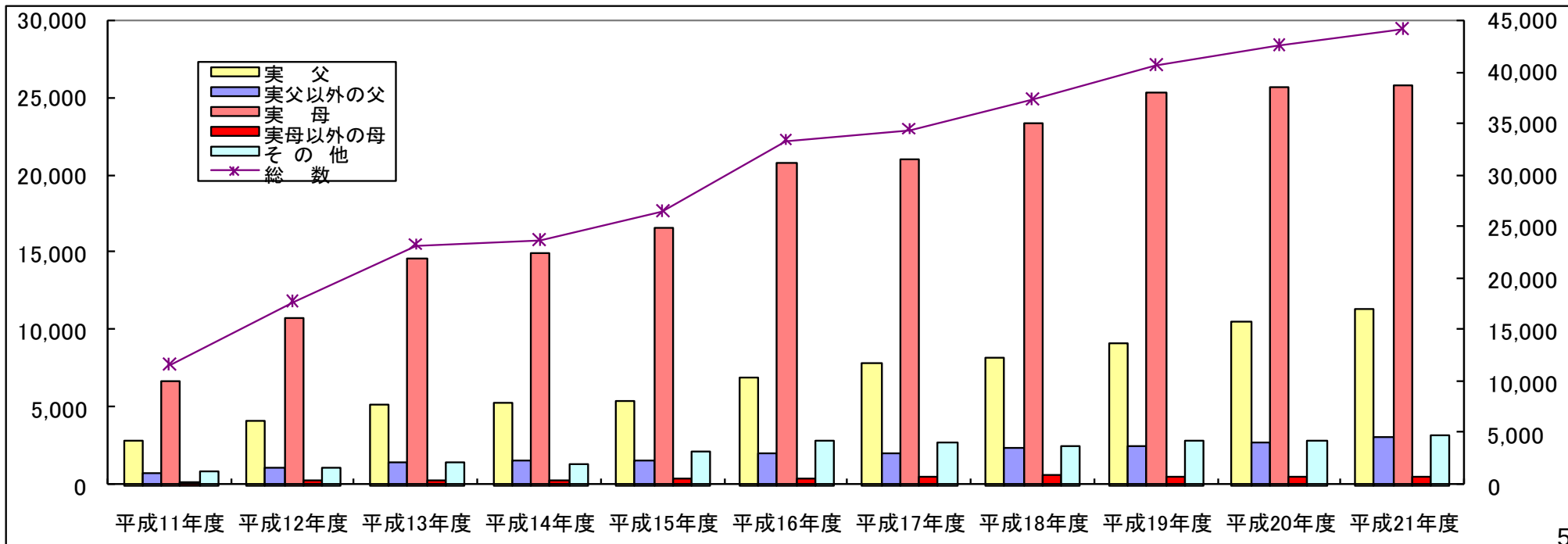


主たる虐待者の推移

○ 実母が58.5%と最も多く、次いで実父が25.8%となっている。

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成11年度	2,908(25.0%)	815(7.0%)	6,750(58.0%)	269(2.3%)	889(7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205(23.7%)	1,194(6.7%)	10,833(61.1%)	311(1.8%)	1,182(6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260(22.6%)	1,491(6.4%)	14,692(63.1%)	336(1.5%)	1,495(6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329(22.5%)	1,597(6.7%)	15,014(63.2%)	369(1.6%)	1,429(6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527(20.8%)	1,645(6.2%)	16,702(62.8%)	471(1.8%)	2,224(8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969(20.9%)	2,130(6.4%)	20,864(62.4%)	499(1.5%)	2,946(8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976(23.1%)	2,093(6.1%)	21,074(61.1%)	591(1.7%)	2,738(7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220(22.0%)	2,414(6.5%)	23,442(62.8%)	655(1.8%)	2,592(6.9%)	37,323(100.0%)
平成19年度	9,203(22.6%)	2,569(6.3%)	25,359(62.4%)	583(1.4%)	2,925(7.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	10,632(24.9%)	2,823(6.6%)	25,807(60.5%)	539(1.3%)	2,863(6.7%)	42,664(100.0%)
平成21年度	11,427(25.8%)	3,108(7.0%)	25,857(58.5%)	576(1.3%)	3,243(7.3%)	44,211(100.0%)

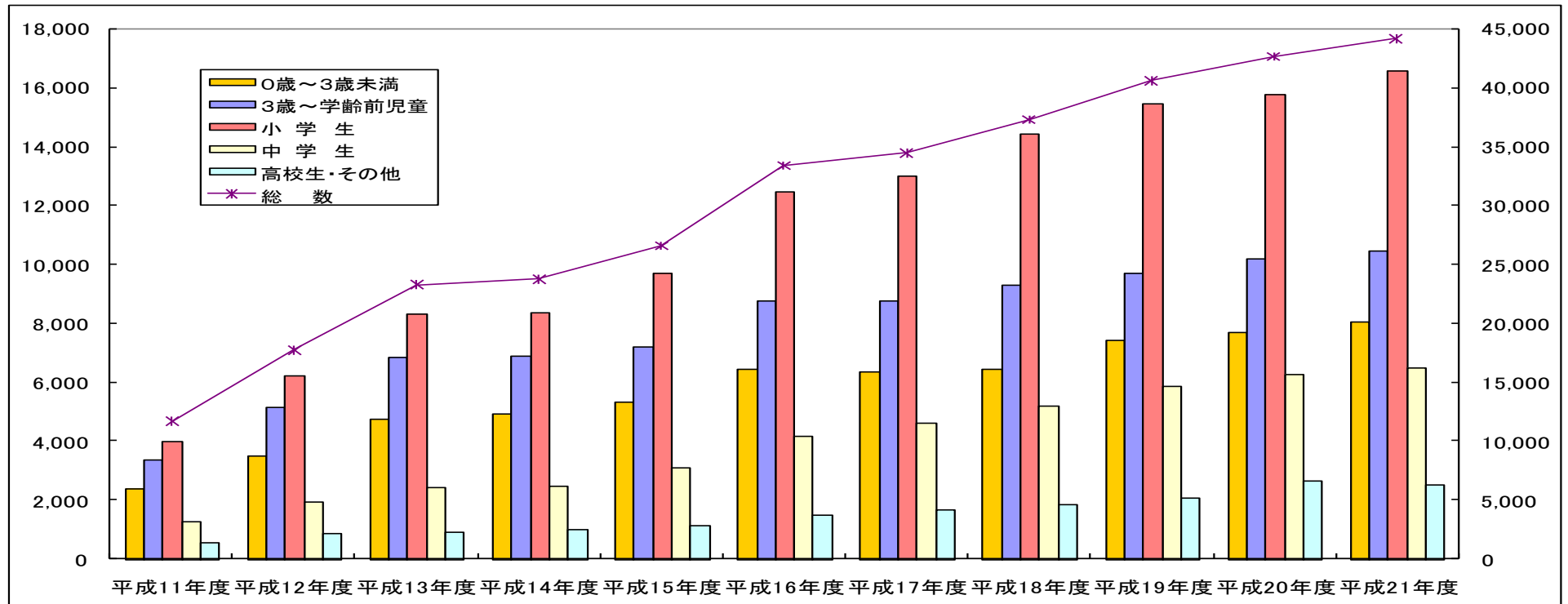
※ その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。



虐待を受けた子どもの年齢構成の推移

○ 小学生が37.6%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が23.7%、0歳から3歳未満が18.3%である。なお、小学校入学前の子どもの合計は、42.0%となっており、高い割合を占めている。

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成11年度	2,393(20.6%)	3,370(29.0%)	4,021(34.5%)	1,266(10.9%)	581(5.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	3,522(19.9%)	5,147(29.0%)	6,235(35.2%)	1,957(11.0%)	864(4.9%)	17,725(100.0%)
平成13年度	4,748(20.4%)	6,847(29.4%)	8,337(35.8%)	2,431(10.5%)	911(3.9%)	23,274(100.0%)
平成14年度	4,940(20.8%)	6,928(29.2%)	8,380(35.3%)	2,495(10.5%)	995(4.2%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,346(20.1%)	7,238(27.3%)	9,708(36.5%)	3,116(11.7%)	1,161(4.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,479(19.4%)	8,776(26.3%)	12,483(37.4%)	4,187(12.5%)	1,483(4.4%)	33,408(100.0%)
平成17年度	6,361(18.5%)	8,781(25.5%)	13,024(37.8%)	4,620(13.4%)	1,686(4.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	6,449(17.3%)	9,334(25.0%)	14,467(38.8%)	5,201(13.9%)	1,872(5.0%)	37,323(100.0%)
平成19年度	7,422(18.3%)	9,727(23.9%)	15,499(38.1%)	5,889(14.5%)	2,102(5.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	7,728(18.1%)	10,211(23.9%)	15,814(37.1%)	6,261(14.7%)	2,650(6.2%)	42,664(100.0%)
平成21年度	8,078(18.3%)	10,477(23.7%)	16,623(37.6%)	6,501(14.7%)	2,532(5.7%)	44,211(100.0%)



虐待相談対応件数と児童相談所の体制

相談対応件数

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は大幅な増加。

[参考] 平成22年度の状況

・ 児童虐待相談対応件数 55,152件
(速報値で、かつ宮城県、福島県、仙台市を除いて集計した数値)

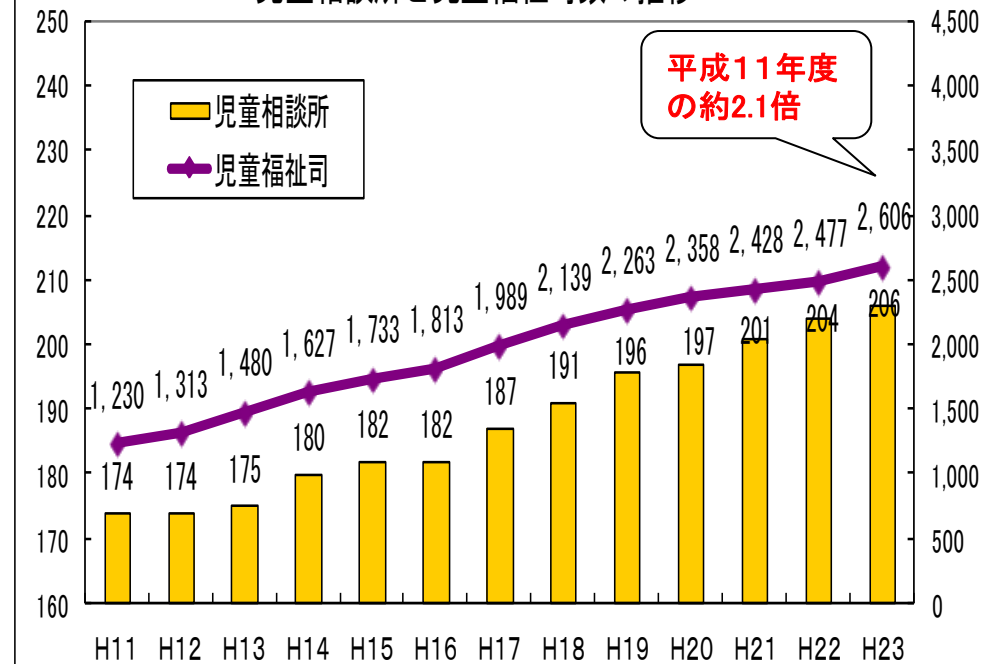
児童虐待相談対応件数の推移



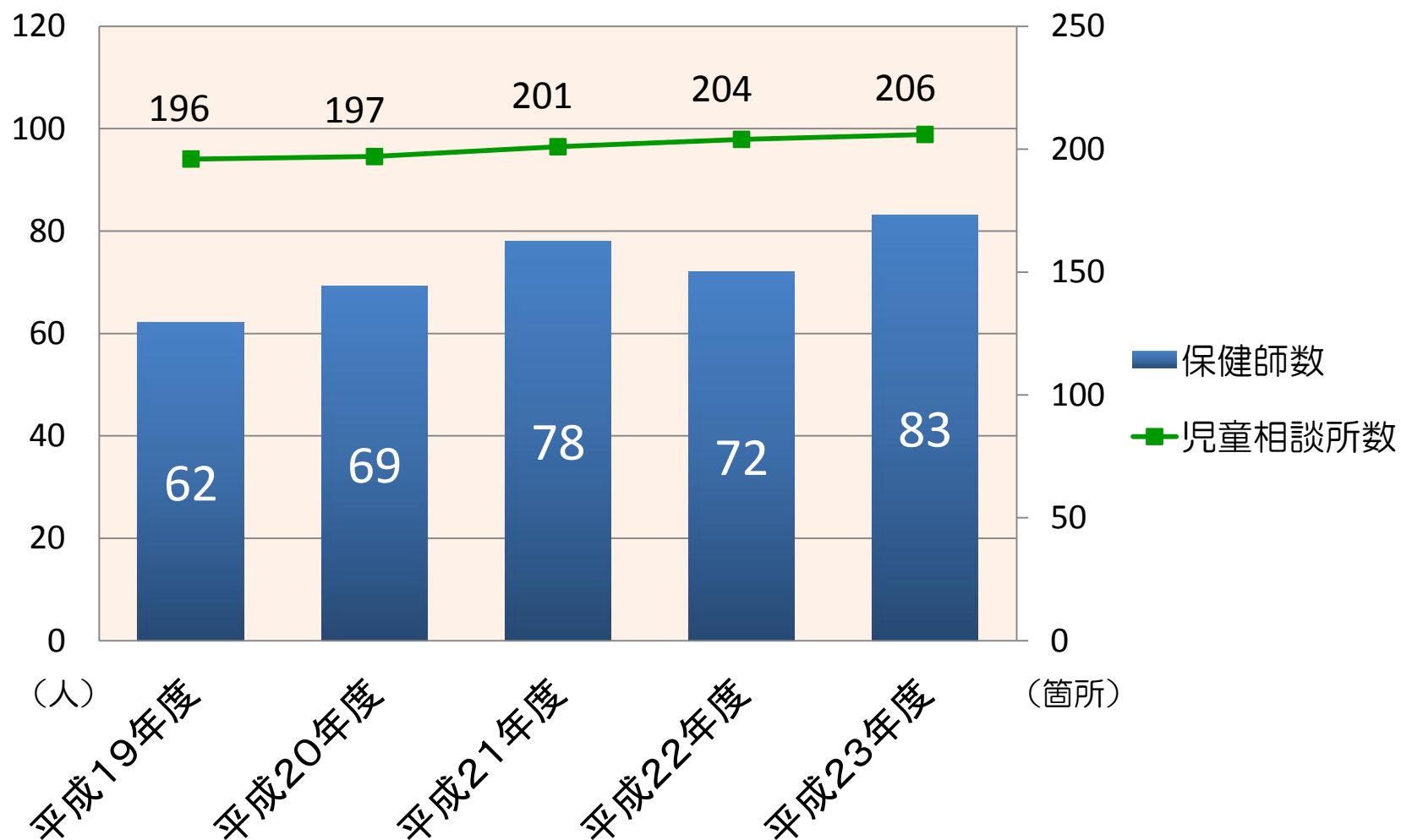
児童相談所と児童福祉司

	平成11年度	平成23年度
児童相談所設置自治体	59自治体	69自治体 (約1.2倍)
児童相談所数	174か所	206か所 (約1.2倍)
児童福祉司数	1,230人	2,606人 (約2.1倍)

児童相談所と児童福祉司数の推移



児童相談所における保健師数の推移



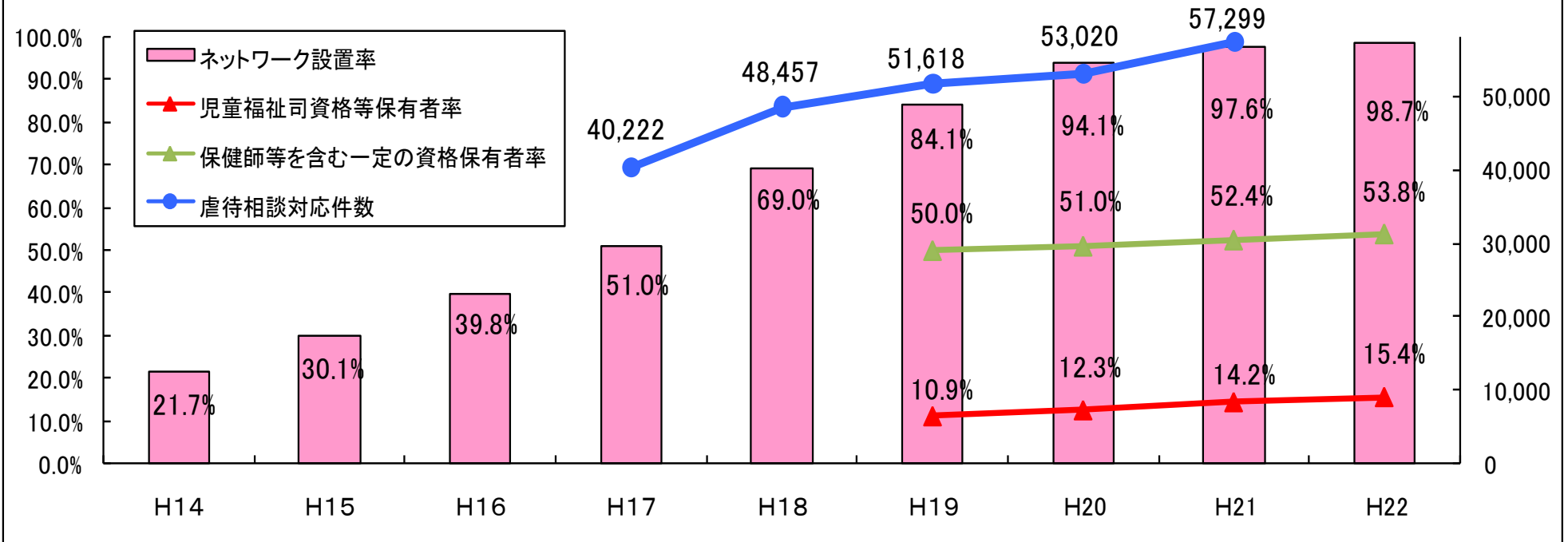
※一時保護所に配置されている数も含む

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ)

市町村相談体制の現状

- 平成16年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先となった。
- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)は、平成16年の児童福祉法改正により法定化、平成19年の児童福祉法改正により設置の努力義務化。平成22年4月1日現在、全市町村の95.6%が設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含むと98.7%)。
- 全国の調整機関の職員のうち児童福祉司と同様の専門職の割合は平成22年4月1日現在15.4%であり、配置の促進が課題(これに、保健師・助産師・看護師等の一定の専門資格を有する者を含めると53.8%)。

子どもを守る地域ネットワーク設置率・資格保有率と市町村虐待相談対応件数



※ ネットワーク設置率・資格保有者率は年度当初、虐待相談対応件数は年度計

民法等の一部を改正する法律の概要

法務省，厚生労働省

要旨

児童虐待の防止等を図り，児童の権利利益を擁護する観点から，親権の停止制度を新設し，法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに，関連する規定について所要の整備を行う。

要点

親権の喪失の制度等の見直し

- 2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度の新設（民法）
- 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し（民法，児童福祉法）
- 施設長等の権限と親権との関係の明確化（児童福祉法）

未成年後見制度等の見直し

- 法人又は複数の未成年後見人の許容（民法）
- 里親等委託中及び一時保護中の児童相談所長の親権代行について規定（児童福祉法）

その他

- 子の監護及び教育が子の利益のためにされるべきことを明確化（民法）
- 懲戒に関する規定の見直し（民法）
- 離婚後の子の監護に関する事項の定めとして面会交流等を明示（民法）
- その他，所要の規定の整備（民法，児童福祉法，家事審判法，戸籍法等）

スケジュール

平成23年1月 社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会において報告書取りまとめ（児童福祉法関係）
2月 法制審議会において法案要綱を法務大臣へ答申（民法関係）

施行時期

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成23年6月3日公布）

民法等の一部を改正する法律の概要

法務省 民事局

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

1 親権の喪失の制度等の見直し

○ 親権停止制度の創設

(現行)
あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

(改正後)
家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○ 親権喪失原因の見直し

(現行)
家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。

(改正後)
家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。

○ 管理権喪失原因の見直し

(現行)
家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であつたことによってその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

(改正後)
家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○ 親権の喪失等の請求権者の見直し

- (現行)
- ・子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。
 - ・児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

- (改正後)
- ・子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。
 - ・児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

○ 施設長等の権限と親権との関係

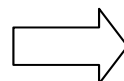
- (現行)
- ・施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。
 - ・児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。

- (改正後)
- ・施設長等が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。
 - ・児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限を規定。

2 未成年後見制度等の見直し

○ 法人の未成年後見人の許容

(現行)
家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。



(改正後)
家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
(家庭裁判所が未成年後見人を選任するに際して考慮すべき事情を明確化)

○ 複数の未成年後見人の許容

(現行)
未成年後見人は、一人でなければならない。



(改正後)
未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使)

○ 児童相談所長による親権代行

(現行)
施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

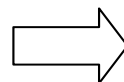


(改正後)
里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

3 その他の改正

○ 子の利益の観点の明確化等

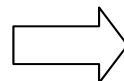
(現行)
・親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
・親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
・親子の面会交流等についての明文規定がない。



(改正後)
・親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
・親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
(懲戒場に関する部分は削除)
・離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○ 一時保護の見直し

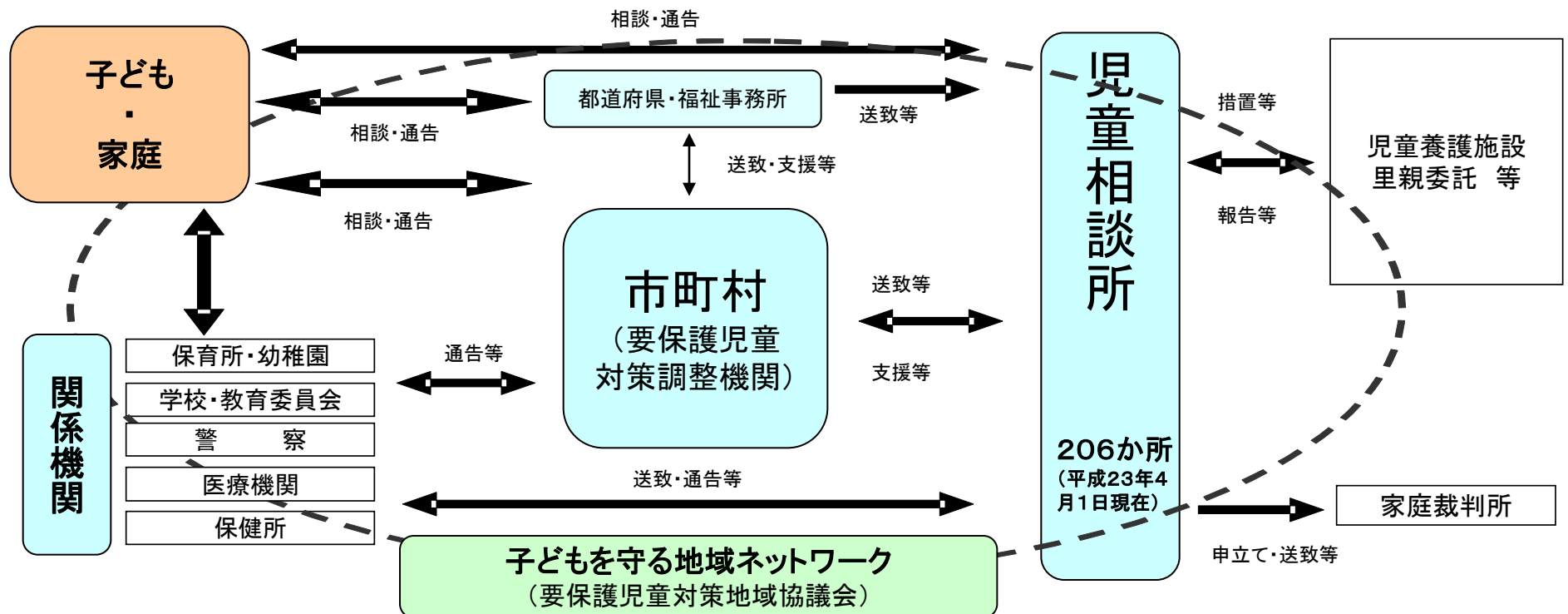
(現行)
一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。



(改正後)
2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

地域における児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている
- 市町村虐待相談対応件数 平成17年度 40,222件 → 平成21年度 57,299件
- 各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進んでいる(平成22年4月1日現在、95.6%の市町村で設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含むと98.7%))。
- 平成20年の児童福祉法改正法により、21年4月より、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加された。



発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

【平成22年度実施率:89.2%】

訪問内容

- ・子育て支援の情報提供
- ・母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・養育環境の把握

訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、人材発掘・研修を行い、幅広く登用

ケース対応会議

連携

母子保健法に基づく訪問事業

ケース対応会議

要保護児童対策地域協議会 (子どもを守る地域ネットワーク)

【平成22年度設置率:98.7%】

調整機関 (養育支援訪問事業 中核機関)

進行管理



養育支援訪問事業

【平成22年度実施率:59.5%】

訪問内容

保護者の育児、家事等
養育能力を向上させる
ための支援

訪問者

保健師・助産師・看護師・保育士等

進行管理

連絡調整

その他の支援

(児童相談所による対応等)

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)【実施主体:市区町村】

生後4か月までの全戸訪問

訪問内容

- ・子育て支援の情報提供
- ・母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・養育環境の把握

家庭訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、
愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子
育て経験者等について、人材発掘・研修を
行い、幅広く登用



ケース対応会議

養育支援訪問事業

全戸訪問の結果に基づき、必要に応じケース対応会議を行うとともに、要支援家庭に対する訪問指導を行う。

子どもを守る地域ネットワーク
(要保護児童対策地域協議会)

ポピュレーションアプローチ

ハイレスクアプローチ

平成22年度「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」都道府県別実施状況

	市区町村数	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		養育支援訪問事業			市区町村数	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		養育支援訪問事業	
		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率			実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	179	160	89.4%	103	57.5%	滋賀県	19	17	89.5%	15	78.9%
青森県	40	34	85.0%	15	37.5%	京都府	26	21	80.8%	19	73.1%
岩手県	34	34	100.0%	28	82.4%	大阪府	43	34	79.1%	34	79.1%
宮城県	35	35	100.0%	31	88.6%	兵庫県	41	41	100.0%	28	68.3%
秋田県	25	23	92.0%	9	36.0%	奈良県	39	28	71.8%	21	53.8%
山形県	35	34	97.1%	21	60.0%	和歌山県	30	27	90.0%	15	50.0%
福島県	59	54	91.5%	32	54.2%	鳥取県	19	19	100.0%	15	78.9%
茨城県	44	44	100.0%	29	65.9%	島根県	21	21	100.0%	16	76.2%
栃木県	27	27	100.0%	20	74.1%	岡山県	27	27	100.0%	27	100.0%
群馬県	35	33	94.3%	22	62.9%	広島県	23	23	100.0%	15	65.2%
埼玉県	64	56	87.5%	35	54.7%	山口県	19	19	100.0%	13	68.4%
千葉県	54	46	85.2%	28	51.9%	徳島県	24	23	95.8%	15	62.5%
東京都	62	49	79.0%	48	77.4%	香川県	17	17	100.0%	9	52.9%
神奈川県	33	26	78.8%	19	57.6%	愛媛県	20	17	85.0%	9	45.0%
新潟県	30	30	100.0%	18	60.0%	高知県	34	21	61.8%	16	47.1%
富山県	15	15	100.0%	9	60.0%	福岡県	60	48	80.0%	33	55.0%
石川県	19	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	20	19	95.0%	12	60.0%
福井県	17	15	88.2%	7	41.2%	長崎県	21	21	100.0%	15	71.4%
山梨県	27	25	92.6%	20	74.1%	熊本県	45	36	80.0%	18	40.0%
長野県	77	67	87.0%	37	48.1%	大分県	18	16	88.9%	10	55.6%
岐阜県	42	40	95.2%	23	54.8%	宮崎県	26	17	65.4%	7	26.9%
静岡県	35	34	97.1%	21	60.0%	鹿児島県	43	28	65.1%	13	30.2%
愛知県	57	55	96.5%	40	70.2%	沖縄県	41	39	95.1%	14	34.1%
三重県	29	27	93.1%	18	62.1%	全国計	1,750	1,561	89.2%	1,041	59.5%
						平成21年度	1,789	1,512	84.1%	996	55.4%

※ 都道府県には政令市都市・中核市を含む。

※ 雇用均等・児童家庭局総務課調(平成22年7月1日現在)

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)について

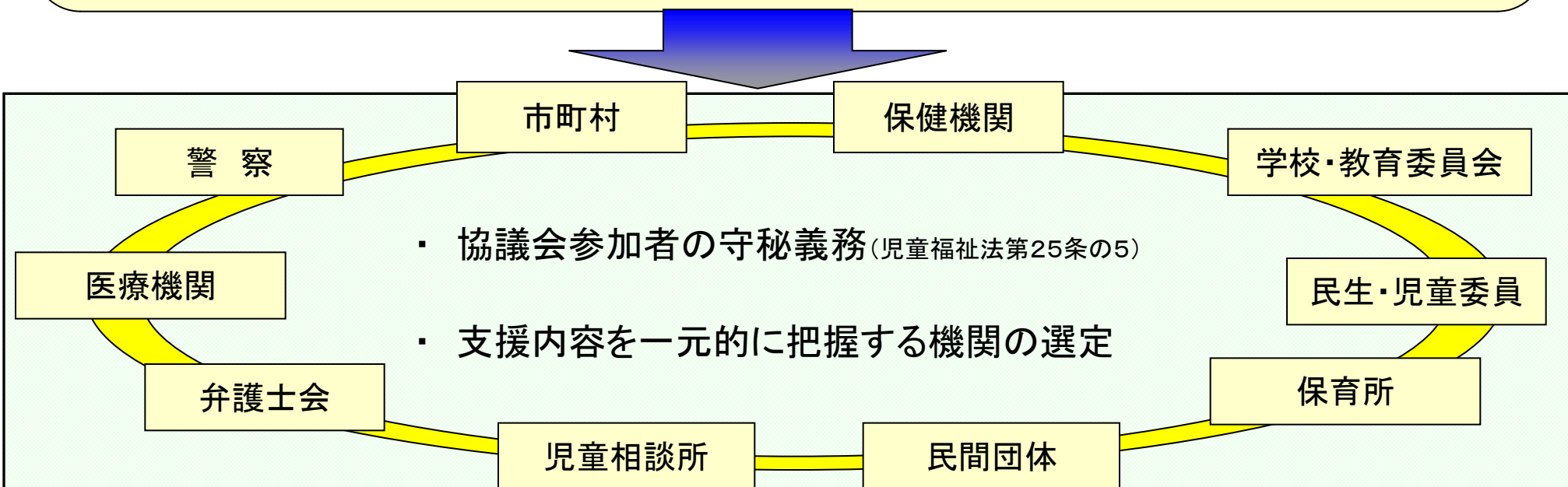
果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第7次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

（平成23年7月）

対 象

1. 子ども虐待による死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの12か月間に発生し、又は明らかになった児童虐待による死亡※77事例（88人）を対象とした。

	7次報告			6次報告		
	虐待死	心中 （未遂を含む）	計	虐待死	心中 （未遂を含む）	計
例数	47	30	77	64	43	107
人数	49	39	88	67	61	128

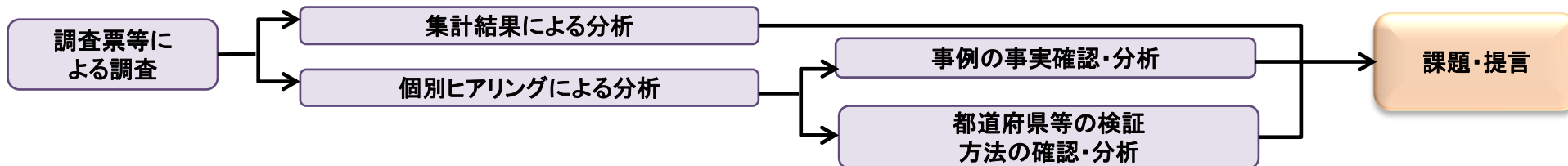
※ 児童虐待による死亡事例については、第2次報告以降、「心中以外」の事例と「心中」事例に区別していたが、本報告では、「心中以外」の事例を「虐待死」と呼称を改め、「虐待死」と「心中（未遂を含む）」とした。

2. 0日・0か月児の死亡事例

第1次から第7次報告の対象期間（平成15年7月から平成22年3月）内に把握した日齢0日から月齢0か月（生後1か月未満）児の虐待死77人（69事例）を対象とした。

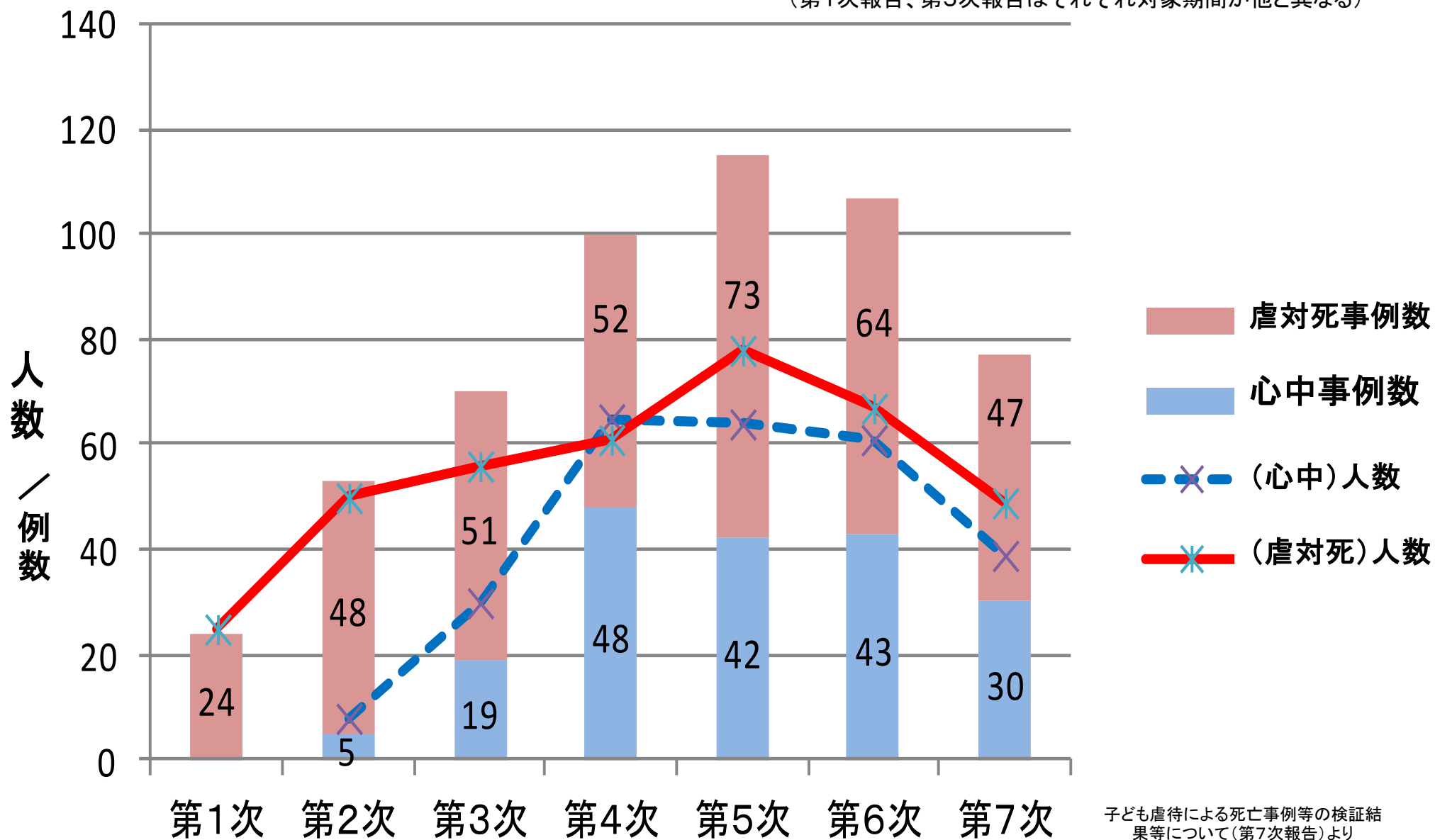
調査・分析方法

調査票による調査の後、関係都道府県等において検証が実施された事例の中で、関係機関の関与があった一部の事例について、ヒアリングを実地した。



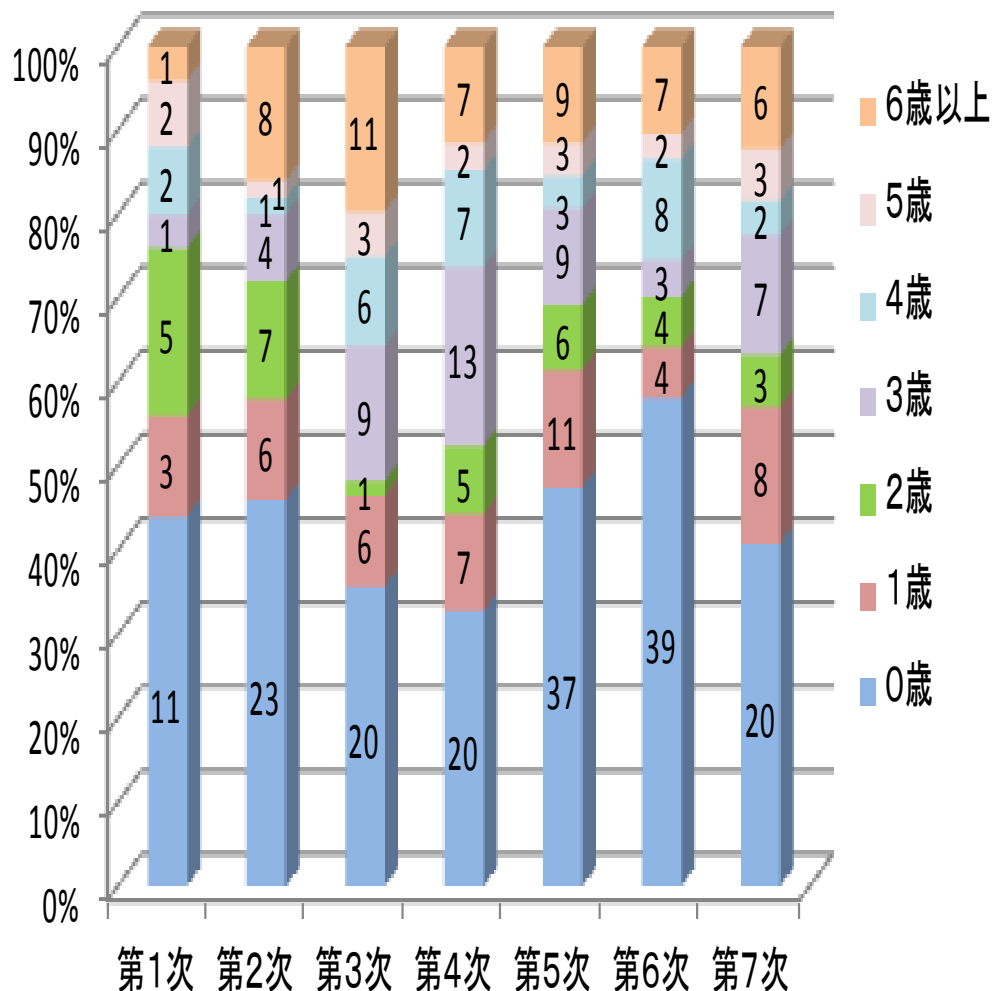
子ども虐待による死亡事例数及び人数の推移

(第1次報告、第5次報告はそれぞれ対象期間が他と異なる)



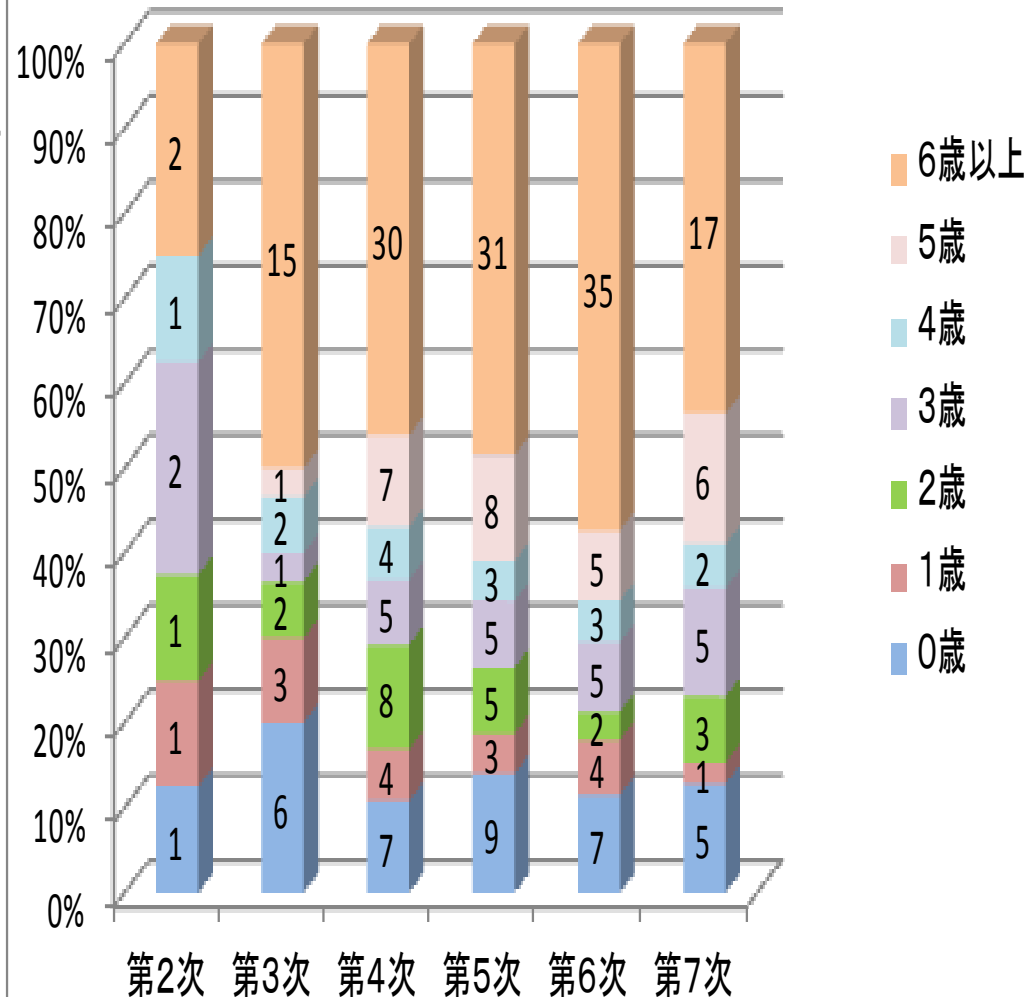
死亡した子どもの年齢(虐待死)

(構成割合)



死亡した子どもの年齢(心中)

(構成割合)



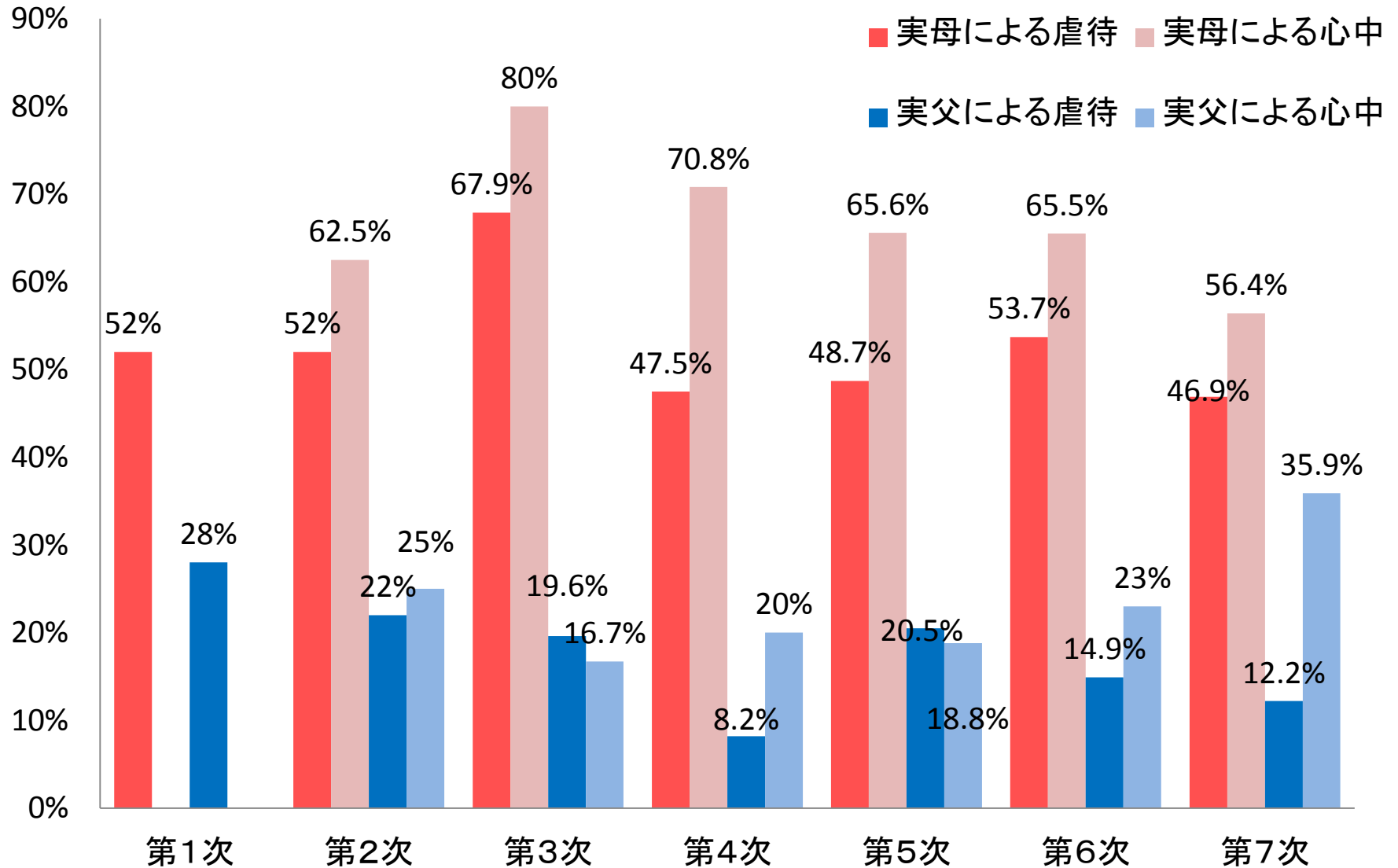
(第1次報告、第5次報告はそれぞれ対象期間が他と異なる)

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第7次報告)より

主たる加害者

(構成割合)

(第1次報告、第5次報告はそれぞれ対象期間が他と異なる)

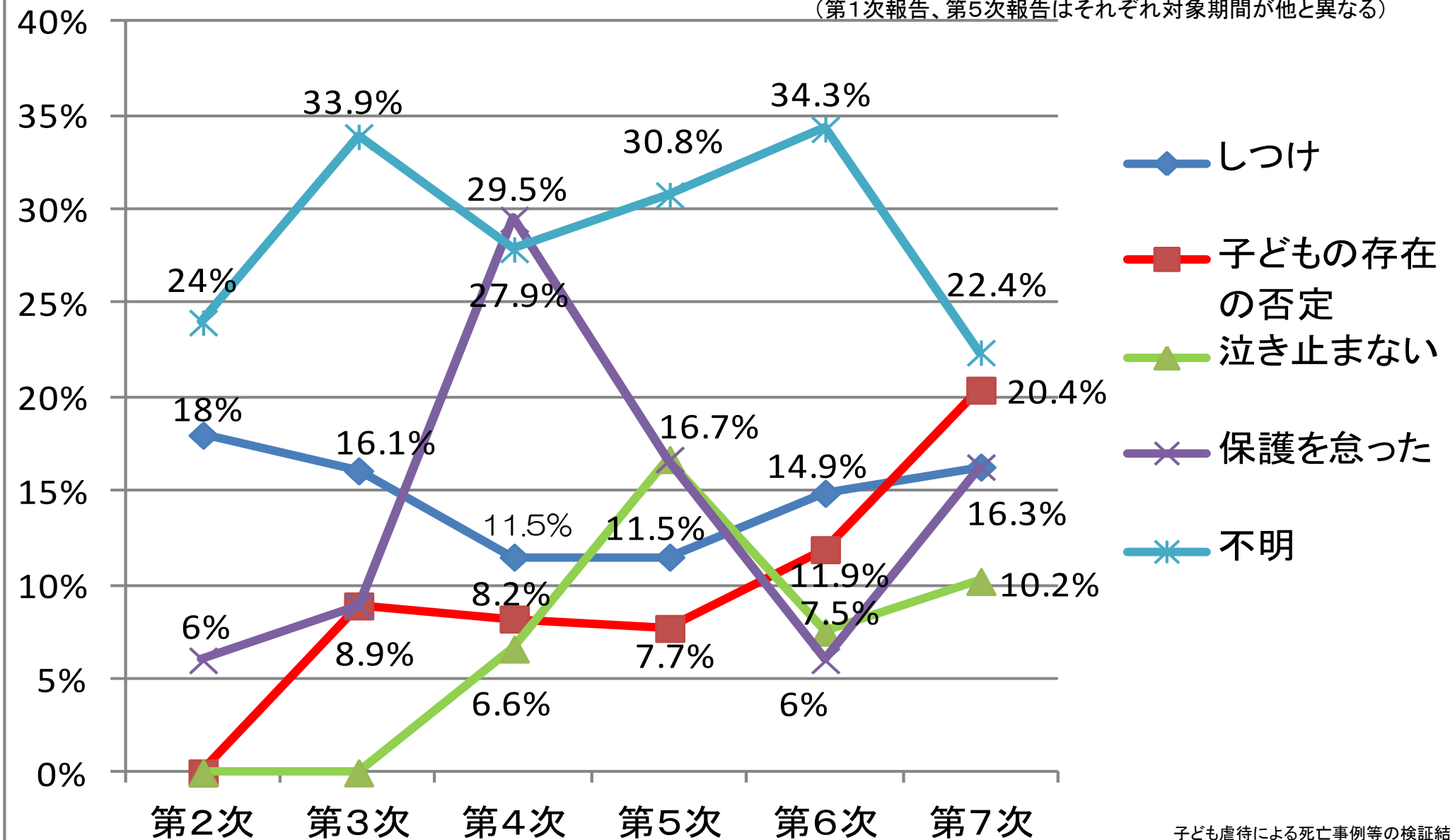


子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第7次報告)より

加害の動機（虐待死）

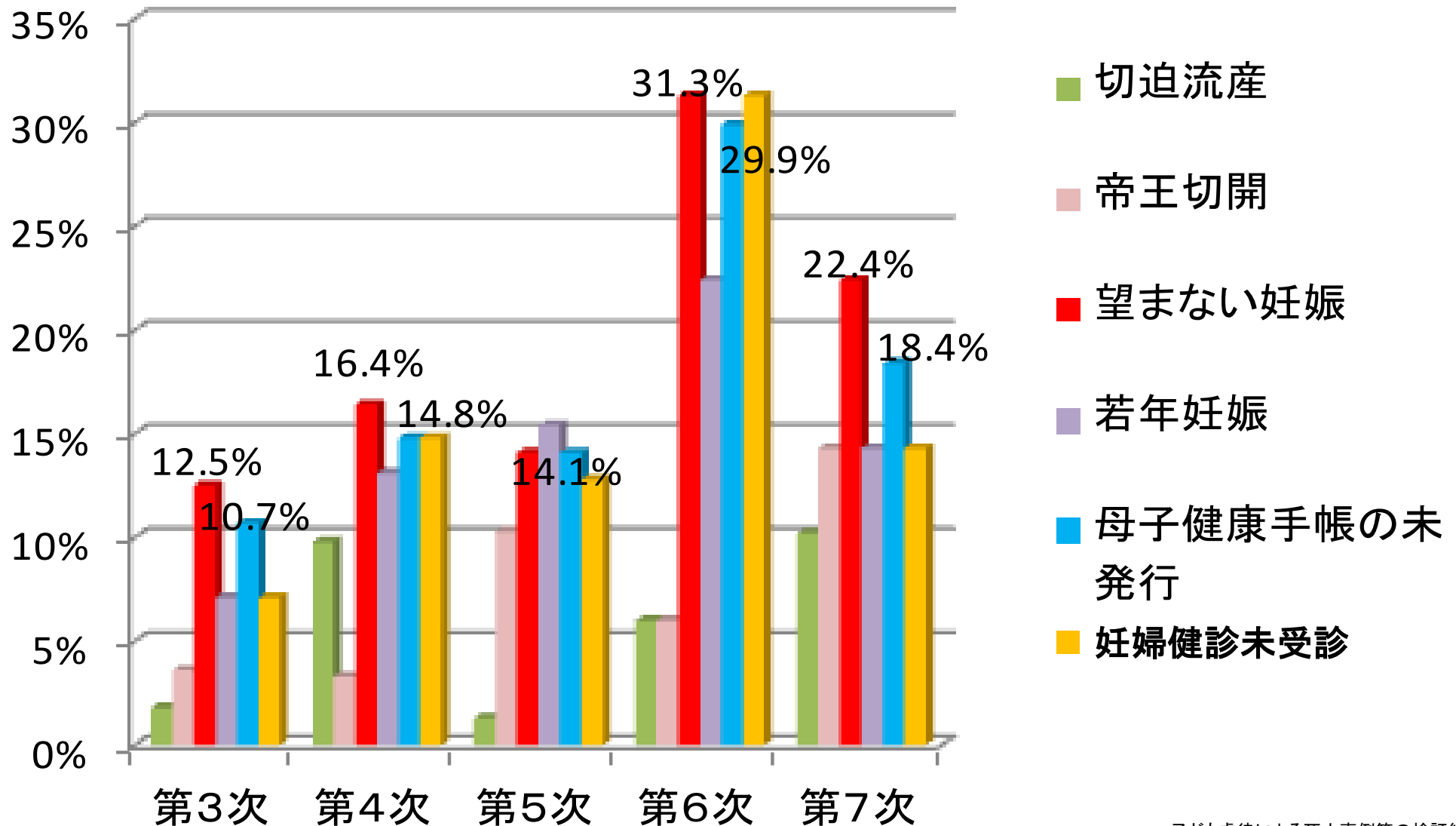
（構成割合）

（第1次報告、第5次報告はそれぞれ対象期間が他と異なる）



周産期の問題（虐待死）

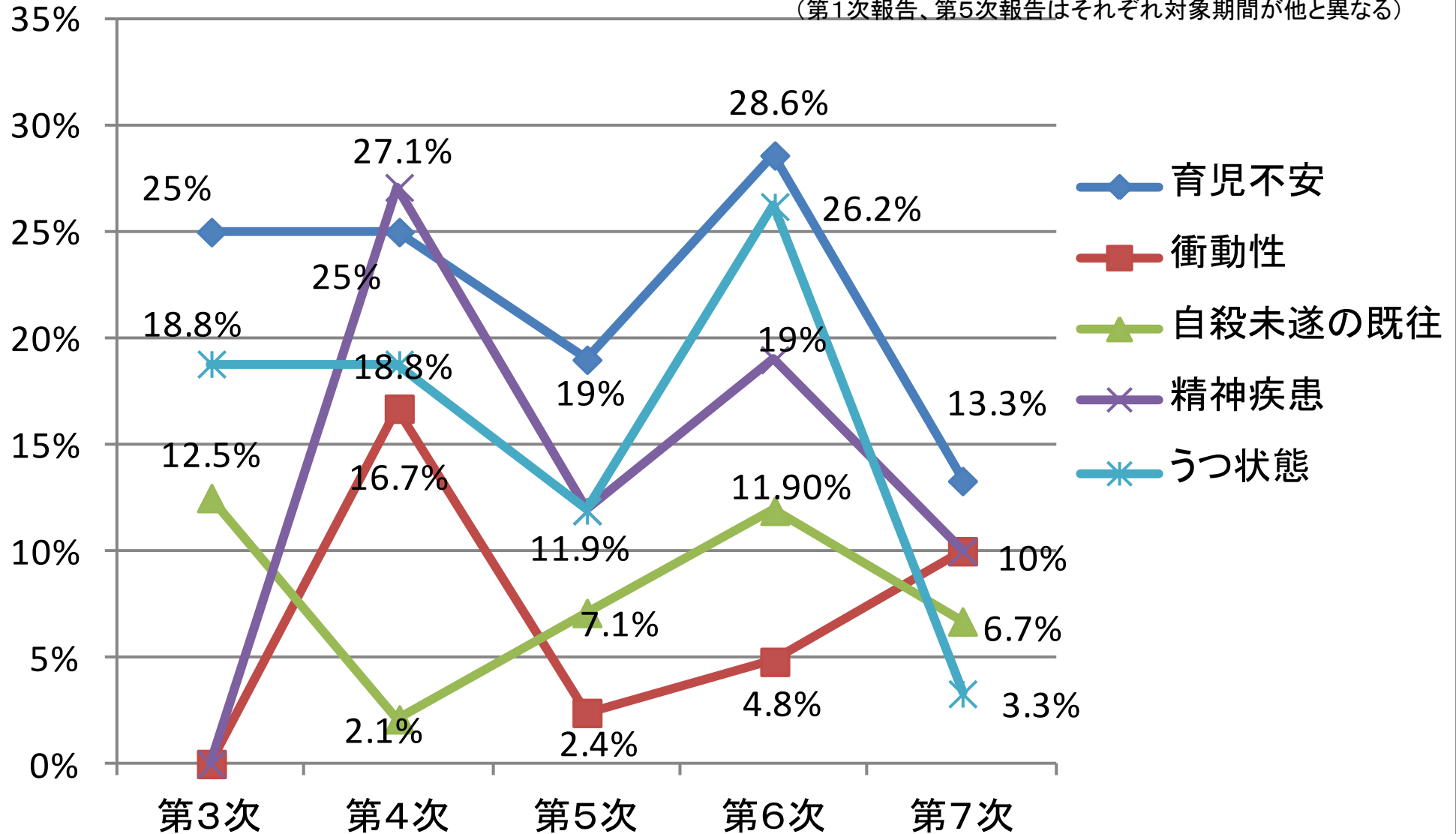
（第1次報告、第5次報告はそれぞれ対象期間が他と異なる）



養育者(実母)の心理的精神的問題(心中)

(構成割合)

(第1次報告、第5次報告はそれぞれ対象期間が他と異なる)

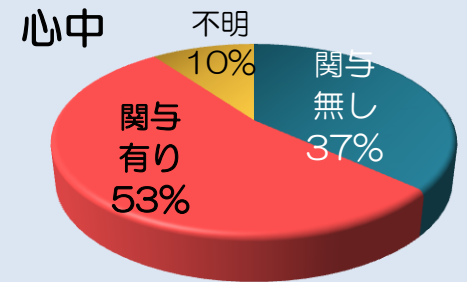
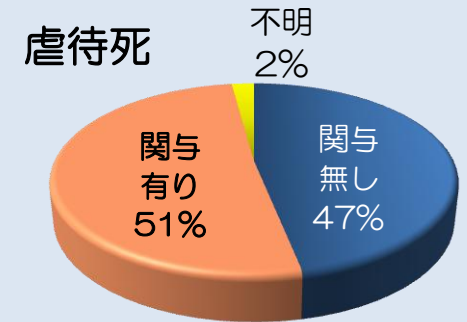


死亡事例における関係機関の関与(第7次報告)

(複数回答)

区分	虐待死				心中(未遂を含む)			
	上段:例数 下段:構成割合／47例				上段:例数 下段:構成割合／30例			
	関 与 な し	関与あり		不 明	関 与 な し	関与あり		不 明
		虐待の認 識なし	虐待の認 識あり			虐待の認 識なし	虐待の認 識あり	
福祉事務所	38	5	3	1	22	6	0	2
	80.9%	10.6%	6.4%	2.1%	73.3%	20.0%	0.0%	6.7%
家庭児童相談室	38	4	4	1	25	3	1	1
	80.9%	8.5%	8.5%	2.1%	83.3%	10.0%	3.3%	3.3%
児童委員	41	2	3	1	23	0	1	6
	87.2%	4.3%	6.4%	2.1%	76.7%	0.0%	3.3%	20.0%
保健所	37	7	2	1	25	2	0	3
	78.7%	14.9%	4.3%	2.1%	83.3%	6.7%	0.0%	10.0%
市町村の母子保健担当 部署(保健センター等)	22	17	7	1	11	16	0	3
	46.8%	36.2%	14.9%	2.1%	36.7%	53.3%	0.0%	10.0%
養育機関・教育機関	34	7	5	1	16	9	1	4
	72.3%	14.9%	10.6%	2.1%	53.3%	30.0%	3.3%	13.3%
医療機関	28	11	2	6	9	9	1	11
	59.6%	23.4%	4.3%	12.8%	30.0%	30.0%	3.3%	36.7%
助産師	36	3	0	8	21	1	0	8
	76.6%	6.4%	0.0%	17.0%	70.0%	3.3%	0.0%	26.7%
警察	43	0	2	2	21	0	1	8
	91.5%	0.0%	4.3%	4.3%	70.0%	0.0%	3.3%	26.7%

市町村の母子保健担当部署の関与状況



子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第7次報告)より

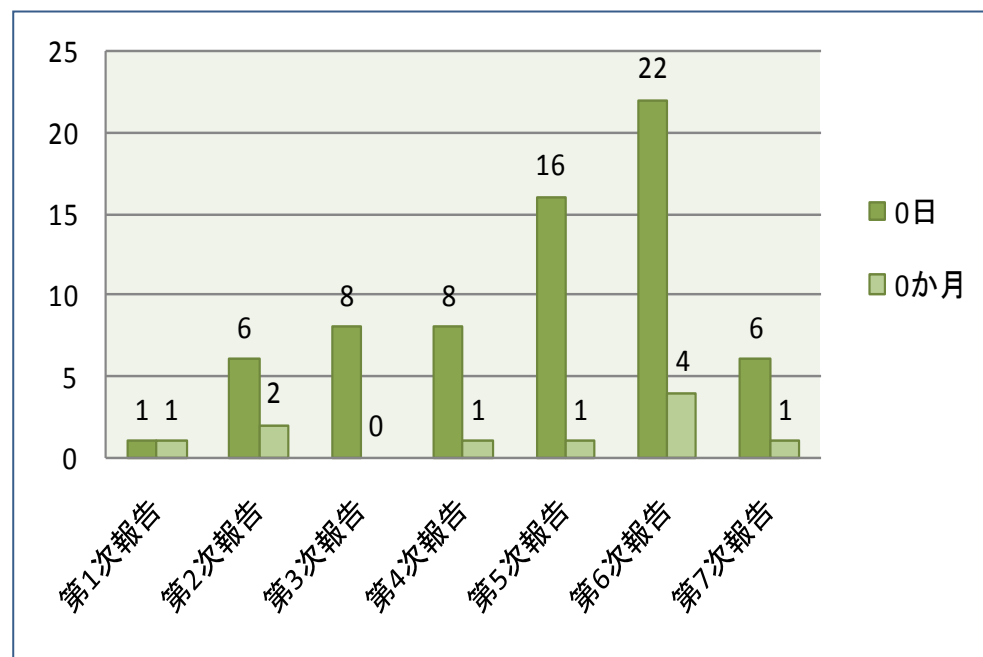
虐待による0歳児の月齢別死亡人数（虐待死）

（第1次報告から第7次報告：平成15年7月1日から平成22年3月31日）

	人数	構成割合
0か月	77	45.2%
1か月	8	4.7%
2か月	19	11.1%
3か月	7	4.1%
4か月	9	5.3%
5か月	6	3.5%
6か月	9	5.3%
7か月	8	4.7%
8か月	4	2.4%
9か月	6	3.5%
10か月	6	3.5%
11か月	4	2.6%
月齢不明	7	4.1%
総数	170	100%



0日・0か月児死亡人数（虐待死）



事例の分析

集計結果による分析－「虐待死」・「心中」の事例－

- 死亡した子どもの年齢は、虐待死事例では、0歳児が20人（40.8%）と一番多く、0～5歳児が約9割（43人）を占めている。心中事例では、各年齢に分散している。
- 虐待の種類は、身体的虐待が多く（59.2%）、3歳未満ではネグレクトが約半分を占めている。主な死因は、虐待死事例で「頭部外傷」（30.6%）、心中事例で「頸部絞扼」（33.3%）であり、これまでの報告と同様。虐待死事例では、「車中放置による熱中症・脱水」が増加した。
- 主たる加害者は、虐待死事例と心中事例のいずれにおいても、「実母」が最も多い。（虐待死事例で23人（46.9%）、心中事例で22人（56.4%））
- 虐待死事例では、「望まない妊娠」、「妊婦健診未受診」、「母子健康手帳未発行」が多く、これらの妊娠期・周産期の問題を併せて抱える傾向。
- 虐待死事例での加害の動機について、3歳未満では、「子どもの存在の拒否・否定」、「保護を怠ったことによる死亡」が多く、3歳以上では、「しつけのつもり」が最も多い。
- 虐待死事例・心中事例ともに、児童相談所が関わっていた事例が増加している。（虐待死事例で12事例（25.5%）、心中事例で6事例（20%））児童相談所が関与していた虐待死事例のうち、虐待の認識があり対応していた事例は2例、虐待の認識がなかった事例は5例であり、情報収集、アセスメントや措置解除後の関係機関を含めた連携・フォロー体制が要因である。

集計結果による分析－0日・0か月児の死亡事例－

- 第1次報告から第7次報告の調査期間内に、虐待死した0日・0か月児は77人であり、日齢0日児が67人、日齢1日以上の月齢0か月児が10人である。加害者は、実母が最も多い（87%）。
- 日齢0日の事例の実母の年齢は、平均28.2歳で19歳以下が17事例（25.4%）と最も多く、続いて35歳から39歳が13事例（19.4%）であり、2極化の傾向。
- 日齢0日の事例では、望まない妊娠が54事例（80.6%）（複数回答）である。
- 同居家族が妊娠に気づいていた事例は、19歳以下では13事例中1事例、20歳以上では30事例中3事例である。（実母の年齢不明は除く）
- 子どもの性別は、日齢0日児の事例で男女の違いはないが、日齢1日以上の月齢0か月児の事例では男児が7事例、女児3事例と男児がやや多い。

個別ヒアリング調査結果の分析－6事例から－

- 1 望まない妊娠への対応**
児童相談所が支援していた家庭だが、養育者にとっては、望まない妊娠について相談できる機関になっていない。
- 2 妊娠期からの継続的な支援体制**
妊娠・出産等の各種届出時や産科入院中のリスクアセスメントが十分でなく、継続した支援につながらない。
- 3 乳幼児健康診査受診者・未受診者フォローの在り方**
養育者や子どもと関わるができる唯一の機会である健康診査を利用して、きょうだいの状況や養育の悩みを捉えることができていない。
- 4 複数機関の連携による適切な家族アセスメント**
各関係機関の情報を統合し、家族の状況を適時にアセスメントすることができていない。
- 5 生育歴、生活歴等からの潜在的な問題の把握**
養育者の成育歴やストレスとなるライフイベントからのリスクアセスメントが十分でない。
- 6 初期対応と関係機関の連携**
関係機関の役割分担が明確でないため、必要な措置が行われていない。
- 7 入所措置解除時のアセスメントと家庭復帰後支援**
入所措置解除のアセスメントを一部の関係機関で行い、解除後の支援方針が明確でなく関係機関の間で共有されていない。
- 8 学校等の組織的対応の在り方**
虐待を疑ったが、組織の判断として通告を見合わせ、児童相談所等に速やかに通告していない。
- 9 虐待防止・早期対応における医療機関の体制**
虐待を見逃さない診療を行うための虐待に対する院内体制が十分でない。

課 題 と 提 言

地方公共団体への提言

1. 虐待の発生・深刻化予防

(1) 妊娠・出産期を含めた早期からの相談・支援体制

- 望まない妊娠について相談できる体制の充実と経済的支援制度、里親・養子縁組制度の更なる周知、各機関の連携体制の整備
- 妊娠期からの養育支援を必要とする家庭に対する連携体制の整備の促進

(2) 発生及び虐待の深刻化を予防するための子育て支援体制の充実

- 養育支援を必要とする家庭の把握、早期からの充実した支援を可能とするための保健機関（母子保健担当部署等）の質の向上と体制の整備
- 養育支援訪問事業等の活用による妊娠・出産早期からの支援体制の整備

2. 虐待の早期発見とその後の対応

(1) 児童相談所の体制の充実

- 児童相談所の職員の質の確保と虐待対応の中心的機関としての体制整備

(2) 早期発見につなげる体制づくり

- 養育機関・教育機関等に所属していない家庭の孤立防止と、相談や支援につなげる体制の整備
- 通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実

(3) 措置解除時の十分なアセスメントと措置解除後の関係機関の連携の確保

- 児童相談所における措置解除の判断に係るアセスメント力の向上と家庭復帰後の関係機関による支援体制の整備

3. 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した関係機関の連携の推進

- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の活用促進と調整機関のマネジメント機能の強化

4. 地方公共団体における検証の在り方

- 虐待対応における体制の問題及び虐待の発生要因を踏まえた具体的な提言と提言に対する取組の事後の評価の実施

国への提言

1. 虐待の発生・深刻化予防

- 望まない妊娠について相談できる体制の充実と関係機関の連携体制の整備
- 養育支援を必要とする家庭に対する妊娠期・出産後早期からの支援体制及び関係機関の連携体制の整備

2. 虐待の早期発見とその後の対応

- 児童相談所や市町村（児童福祉担当部署及び母子保健担当部署）の体制の整備
- 通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実

- 養育者への効果的な指導法についての知見の収集、技法の開発及び普及

3. 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した関係機関の連携

- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の活用促進及びマネジメント機能の強化

4. 地方公共団体における検証の在り方

- 地方公共団体による検証内容の分析及び検証の提言に係る取組に対する評価の確認

本委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因

保護者の側面

- 保護者等に精神疾患がある、あるいは強い抑うつ状態である
- 妊娠の届出がされていない
- 母子健康手帳が未発行である
- 特別の事情がないにも関わらず中絶を希望している
- 医師、助産師が立ち会わないで自宅等で出産した
- 妊婦健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 妊産婦等との連絡が取れない
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 乳幼児にかかる健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 子どもを保護してほしい等、保護者等が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者等が虐待を否定
- 過去に心中の未遂がある
- 訪問等をして子どもに会わせてもらえない
- 双子を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの顔等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 保護施設への入退所を繰り返している

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子がおかしいと情報提供がある
- きょうだいに虐待があった
- 転居を繰り返している

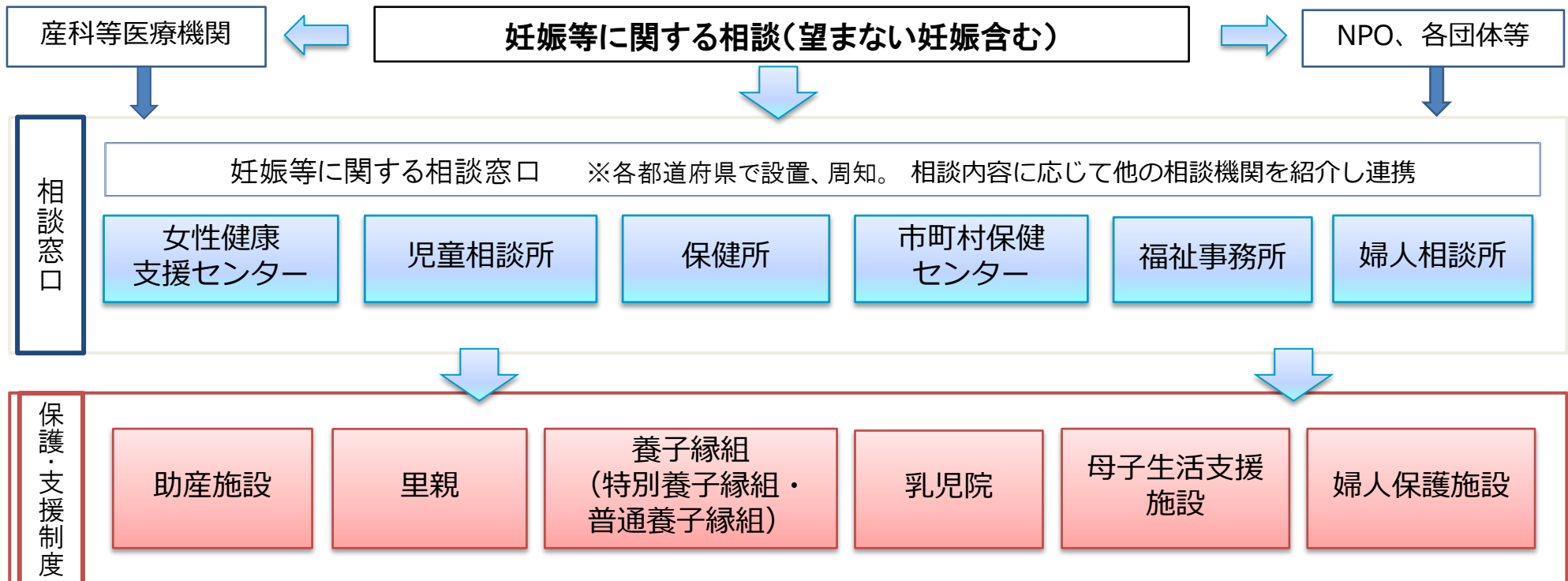
援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が一度も開催されていない
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確に決まっていない

※子どもが低年齢、または離婚等により一人親の場合であって、上記に該当する場合は、特に注意して対応する必要がある。

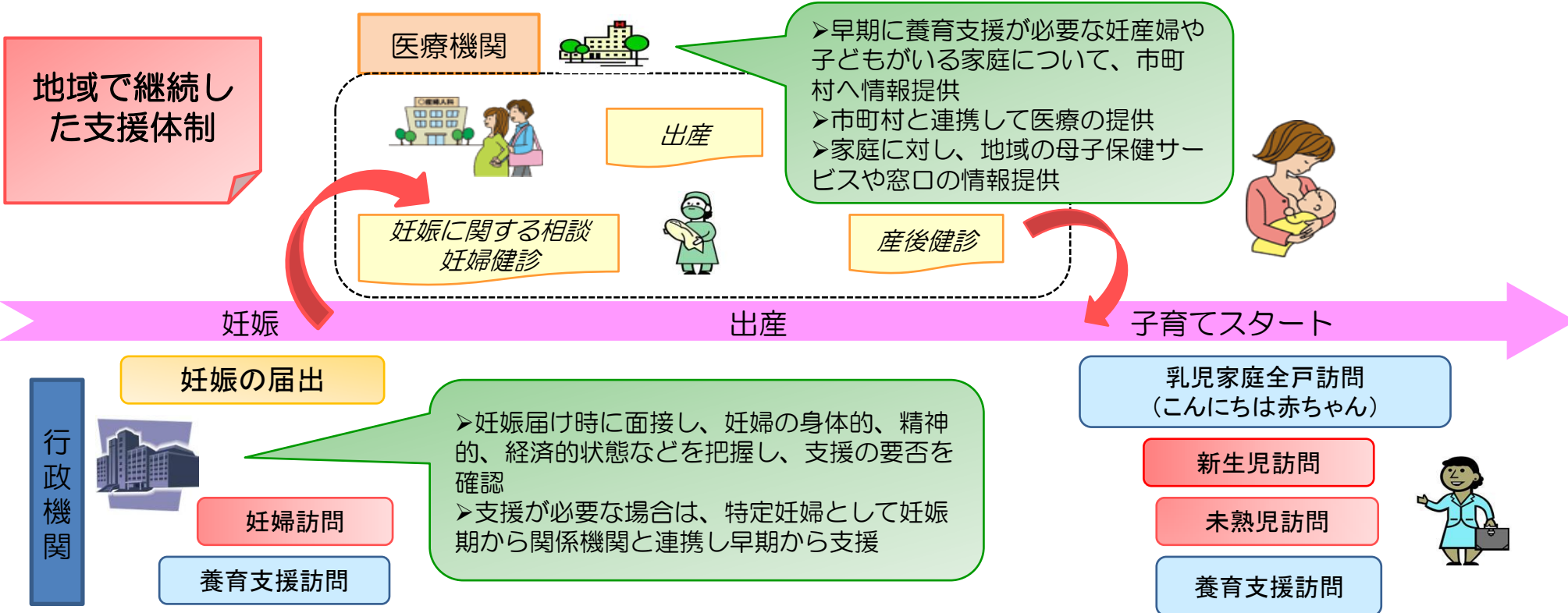
妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について

- 平成15年7月～平成22年3月までの児童虐待による死亡事例386人のうち77人(19.9%)が、日齢0日児(67人)又は日齢1日以上月齢0か月児(10人)であり、その大部分が関係機関が関与する機会がないか極めて少ないケースであることから、妊娠等について相談しやすい体制や、関わりのある機会を見逃さない体制の整備が必要。
- 本年7月27日付けで「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(雇用均等・児童家庭局総務課長・家庭福祉課長・母子保健課長通知)を都道府県市に通知し、体制整備を推進
- 妊娠等に悩む人たちからの相談に対し、各相談機関が、相互に連携して適切な対応を行えるようにするとともに、社会的養護による支援制度について、各相談機関等に周知し、必要とする人への的確な情報提供と活用の促進を図り、児童虐待の防止を図ることが必要。



**妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る
保健・医療・福祉の連携体制の整備について**

- 児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多く占めており、その背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題がある。そのため、妊娠等について相談しやすい体制や、関わりのある機会を見逃さない体制の整備が必要。
- 本年7月27日付けで「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知）を都道府県市に通知し、体制整備を推進
- 妊娠・出産・育児期に関わる関係機関が、養育支援を特に必要とする母親（家庭）を早期に把握し、各関係機関が連携し早期から養育支援を行うことが必要。



安心こども基金における「児童虐待防止対策の強化」について

内 容

安心こども基金の積み増し・延長を行い、児童の安全確認等のための体制強化など、平成23年度末までの児童虐待防止対策の強化を図る。

予算額：１００億円

補助率：定額（１０／１０）

① 児童の安全確認等のための体制強化

虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認等強化のための補助職員の配置

② 児童虐待防止対策強化のための広報啓発

児童虐待の通告先等の周知や意識啓発等の広報啓発の実施

③ 児童虐待防止対策強化のための資質の向上

児童相談所や市町村職員等の資質の向上や児童の安全確認等の実践力向上のための研修等の実施

④ 児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善

備品の整備、システム環境の構築、改修

⑤ 児童虐待防止緊急対応強化の取組

児童虐待防止対策の創意工夫に満ちた取組の実施

児童相談所全国共通ダイヤルについて

共通ダイヤル設置の背景

- 児童虐待による死亡事例の中には、近隣の方等が虐待の疑いを持っていたにも関わらず、残念ながら児童相談所等の関係機関に通告がなかったケースが散見される。
- また、相談者の利便性向上のため、どこの地域に居ても、共通の電話番号によって近くの相談窓口につながり電話が繋がる仕組みの導入も強く求められている。
- このため、育児や子育てに悩んだ時や虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、躊躇せずに児童相談所に相談できるよう、全国共通の番号によって管轄の児童相談所に電話を転送する、「児童相談所全国共通ダイヤル」を平成21年10月1日より開始。

共通ダイヤルの概要

1. 共通ダイヤルの番号

0570-064-000

- ※ PHSや一部のIP電話からはつながりません。
 - ※ プッシュ信号が出せない電話からは郵便番号等の入力できません。
 - ※ 一部、本システムに未加入の地域があります。
(未加入の場合は、児童相談所の電話番号がアナウンスされます。)
- 加入率 95.1%(平成23年2月1日現在)

2. 仕組み

1. の番号にかけると、発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所に電話を転送。

【主な転送パターン】

- ① 固定電話から発信した場合
 - ・ 発信した電話の市内局番等から管轄が特定できれば、そのまま児童相談所へ転送
 - ・ 特定できない場合は、ガイダンスに沿って発信者に居住地の地域番号を入力してもらい、管轄児童相談所を特定
- ② 携帯電話から発信した場合
 - ・ ガイダンスに沿って、発信者に居住地の郵便番号(7桁)を入力してもらい、管轄児童相談所を特定